

# 小田原短期大学保育学科通信教育課程に関する規程

平成26年4月1日制定

(中略)

令和8年4月1日改定

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、小田原短期大学学則第7条に基づき、同学則第2条に掲げる本学の目的に則り、通信の方法により、広く社会に貢献し得る人材を育成するため、小田原短期大学保育学科通信教育課程（以下「本課程」という。）に係る基本的事項を定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限等

### (学科、学生定員)

第2条 本課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

保育学科 通信教育課程 入学定員 2, 200名 収容定員 4, 400名

2 本課程に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

保育学科 通信教育課程専攻科 入学定員 500名 収容定員 500名

### (学生等の種類)

第3条 本課程において開設する授業科目の単位を修得することができる者は正科生及び専攻科生並びに科目等履修生とする。

### (正科生)

第4条 正科生とは、本課程の1年次に入学し、2年間の教育課程を修了し卒業することを目的として入学する者をいう。

### (専攻科生)

第5条 専攻科生とは、専攻科に入学し、1年間の教育課程を修了することを目的として入学する者をいう。

### (科目等履修生)

第6条 科目等履修生とは、単位修得を目的として、正科生及び専攻科生にはならずに授業科目を履修する者をいう。

### (正科生の修業年限)

第7条 正科生の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学年)

第8条 学年は、4月1日もしくは10月1日に始まり、3月31日もしくは9月3

0日に終わる。

(学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月 1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 土曜日のうち指定する日

(4) 本学創立記念日(10月15日)

(5) 春期休業(3月21日から3月31日まで)

(6) 夏期休業(8月1日から9月15日まで)

(7) 冬期休業(12月20日から1月9日まで)

2 前項の規定にかかわらず、スクーリング履修を実施する期間はあてはまらない。

3 前項の規定にかかわらず、休業日に学外実習及び研修を実施する場合がある。

4 前項のほか、学長は必要に応じて休業日を定め、又は休業期間を変更することができる。

#### 第4章 教育課程

(教育課程及び授業科目等)

第11条 本課程の教育課程及び授業科目並びにその単位数等は、別表第1に定めるとおりとする。

(授業の方法、単位の計算方法等)

第12条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 印刷教材履修(以下、テキスト履修という。)については、45時間の学修を必要とするテキスト学習をもって1単位とする。

(2) 面接履修(以下、スクーリング履修という。)の講義及び演習については、1時間のスクーリング履修に対し、2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間のスクーリング履修をもって1単位とする。

(3) スクーリング履修の実習については、45時間の範囲内で各授業科目別に定める。

(4) スクーリング履修及びテキスト履修の併用授業については、各授業とも1単位15時間相当のスクーリング履修とテキスト履修により構成する。

(5) スクーリング履修は多様なメディアを高度に利用した授業により行うことがある。

(6) 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

(7) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して2単位を与えることができる。

#### (履修登録)

第13条 学生は、学年初め、あるいは後期初めの決められた期日までに、履修する授業を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

3 本課程の履修登録制限については、学生に計画的な学年進行及び履修を促すために、履修登録の上限を年間42単位とするが再履修の授業科目についてはその限りではない。

#### (学習指導)

第14条 学習指導は、教科書等の教材の配布、学習、質疑応答、レポート作成、添削指導及びスクーリング履修（講義・演習・実習）ならびに卒業研究等において行う。

2 実地研修については、別に定める実習指導室を置き、指導にあたる。

#### (科目修得試験・単位の授与)

第15条 履修科目の科目修得試験は、次により実施する。

(1) テキスト履修によるものについては、添削指導を受け、テキスト課題に合格した者に修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。

(2) 論文によるものについては、論文が完成し、合格したときに単位を与える。

(3) スクーリング履修によるものについては、指定時間数の受講により最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を与える。

(4) 卒業論文（卒業研究を含む。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を与える。

(5) 実地研修については、研修先の評価及び学生が提出する実地研修報告書を審査し、合格した者に単位を与える。

#### (成績評価)

第16条 試験等の評価はS（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、F（60点未満）をもって表し、C以上を合格とする。

#### (再試験・追試験)

第17条 学長は、必要により再試験及び追試験の実施を行わせることができる。

## 第5章 入学・退学及び休学等

### (入学の時期)

第 18 条 入学の時期は、原則として 4 月または 10 月とする。

(入学資格)

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者）
- (4) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者）
- (5) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定された外国人学校を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程を修了した者）
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベル、国際 A レベル、欧州バカロレアを保有する者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者
- (13) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者。

(入学の出願)

第 20 条 本課程に入学を志願する者は本学指定の書類に検定科（10,000 円）を添えて、提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

第 21 条 本課程の入学は、書類選考及び小論文テストの判定により許可する。

(入学の手続及び入学許可)

第 22 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日内に誓約書・保証書・同意書その他の本学指定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第 23 条 保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

2 保証人は、保証する学生の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。

3 保証人は、学則に定めた保証する学生の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、学生諸費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

4 保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。

5 保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

(退学)

第 24 条 退学しようとする者は、退学願を出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 25 条 病気または止むを得ない理由により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学を希望する者は、保護者または保証人と連署の上届出なければならない。

3 医師が健康上修学に不相当と認めた者には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 26 条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 7 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復学)

第 27 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 28 条 次の各号の一に該当するものは教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 正当な理由なく長期間にわたり欠席する者。

(2) 第 7 条第 2 項に定める在学年限を超えた者。

(3) 第 25 条第 2 項の休学の期間を超えてもなお修学できない者。

(4) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者。

(5) 医師が健康上修学に不相当と認めた者。

(6) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者。

(転学)

第 29 条 他大学へ転出を希望する者は、理由を明記し保証人連署の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 他大学等からの転入学は原則として認めない。

(再入学)

第 30 条 退学した日から 1 年以内に再入学を願い出た者には、審査のうえ教授会の議を経て、学長が許可することがある。この場合、その帰属学年は退学者の退学当時の学年とする。

(転籍)

第 31 条 本学通学課程から本課程へ転籍を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長が許可する。

## 第 6 章 卒業等

(卒業要件、卒業)

第 32 条 本課程に 2 年以上在籍し、本学則及び本規程に従って卒業に要する単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業の認定をする。

2 前項により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(卒業単位の修得)

第 33 条 本課程の卒業に必要な修得単位は、別表第 1 に定めるところにより次のとおりとする。

| 科目区分 |              | 卒業要件単位 |    |         |
|------|--------------|--------|----|---------|
|      |              | 必修     | 選択 | 小計      |
| 教養科目 | おだたん人間成長講座 I | 2      | 4  | 10 単位以上 |
|      | 外国語科目        | 2      |    |         |
|      | 体育科目         | 2      |    |         |
| 専門科目 |              | 6      | 46 | 52 単位以上 |
| 合 計  |              | 12     | 50 | 62 単位   |

＜備考＞

1. 教養科目については、「おだたん人間成長講座Ⅰ」、外国語科目「英語」、体育科目「健康・スポーツ理論」「健康・スポーツ実技」を必修とする。
2. 専門科目については、「保育者論」「教育原理」「教育制度論」「保育の心理学Ⅰ」を必修とする。
3. 総計で、通信教育課程の卒業要件を62単位以上とする。
4. 卒業要件単位62単位のうち、15単位以上の面接授業（スクーリング）による修得を卒業要件単位数とする。
5. 卒業要件単位62単位のうち、面接授業（スクーリング）を多様なメディアを高度に利用した授業により修得した単位は30単位を超えないものとする。

（資格の取得）

第34条 本課程において取得できる免許及び資格の種類は、次のとおりとする。

（1）幼稚園教諭二種免許状

（2）保育士資格

- 2 本課程において幼稚園教諭二種免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する必要科目及び単位を別表第3に基づき修得しなければならない。
- 3 本課程において保育士資格を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、本課程と本専攻科を含め3年以上修業し、児童福祉法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める授業科目および単位を別表4に基づき修得しなければならない。

（入学後の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第35条 本課程は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、他の大学又は短期大学において修得した単位を、別に定めるところにより30単位を超えない範囲内で、本課程における授業科目の履修とみなし、本学の単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、学生が本課程の承認を受けて、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学又は短期大学以外の教育施設等における授業科目の履修等）

第36条 本課程は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより30単位を超えない範囲内で、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本学の単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第37条 他の大学あるいは短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本課程に入学した者について、教育上有益と認めるときは、他の大学及び短期大学又は高等専門学校における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本課程における授業科

目の履修とみなし、本学の単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

## 第7章 科目等履修生

(科目等履修生)

第38条 本学の学生以外の者で本課程において開講する授業科目の一または複数の科目の履修を志願するものは、定員に余裕のある場合で本学の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として許可し、単位を認定することができる。

(科目等履修生の資格)

第39条 科目等履修生として許可される者は、本規程第19条の規定に該当する者とする。

## 第8章 専攻科

(目的)

第40条 本専攻科は、学則第2条及び本規程第1条に定める目的に従って、短期大学卒業生等に対し、より深い専門的知識・技能を研究し、修得させることを目的とする。

(専攻科の修業年限)

第41条 本専攻科の修業年限は、1年とする。

2 学生は2年を超えて在学することはできない。

(学年、学期及び授業期間、休業日)

第42条 本専攻科の学年、学期及び休業日は、第8条から第10条までの規定に準じる。

(教育課程及び授業科目等)

第43条 本専攻科の教育課程及び授業科目並びにその単位数は、別表第2に定める。

(授業の方法、単位数の計算方法等)

第44条 本専攻科の授業の方法、単位数の計算方法等は、第12条の規定に準じる。

(履修登録)

第45条 本専攻科の履修登録は、第13条の規定に準じる。

(学習指導)

第46条 本専攻科の学習指導は、第14条の規定に準じる。

(科目修得試験・単位の授与)

第47条 本専攻科の履修科目の科目修得試験及び単位の授与は、第15条の規定に準じる。

(成績評価)

第48条 本専攻科の成績評価は、第16条の規定に準じる。

(再試験・追試験)

第 49 条 本専攻科の再試験・追試験は、第 17 条の規定に準じる。

(入学の時期)

第 50 条 本専攻科の入学の時期は、第 18 条の規定に準じる。

(入学資格)

第 51 条 本専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 前号と同等以上の能力があると本学において認めた者

2 本課程に 2 年以上在籍した者については、前項の入学資格を有する者とする。

(入学の出願、選考、手続き及び許可)

第 52 条 本専攻科の入学の出願、入学の選考、入学手続き及び入学許可は、第 20 条から第 22 条までの規定に準じる。

(退学・休学)

第 53 条 本専攻科の退学・休学は、第 23 条及び第 24 条の規定に準じる。

(休学期間)

第 54 条 本専攻科の休学の期間は 1 年を超えることはできない。

2 休学の期間は通算して 1 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 40 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復学・除籍・転学・再入学・転籍)

第 55 条 本専攻科の復学・除籍・転学・再入学・転籍は、第 26 条から第 30 条までの規定に準じる。

(修了の要件)

第 56 条 本専攻科に 1 年以上在籍し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(保育士資格)

第 57 条 保育士の資格は、本課程の 2 年間と、本専攻科の 1 年間の教育課程を加えた 3 年以上の教育課程で取得できるものとする。

2 保育士の資格を得ようとする者は、第 32 条の規程によるほか、第 55 条に規定する本専攻科の修了要件を充足し、児童福祉法施行規則と本学の定める科目および単位を別表第 4 に基づき修得しなければならない。

(科目等履修生)

第 58 条 本学の学生以外の者で本専攻科において開講する授業科目の一または複数の科目の履修を志願するものは、定員に余裕のある場合で本学の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として許可し、単位を認定することができる。

(科目等履修生の資格)

第 59 条 科目等履修生として許可される者は、本規程第 50 条の規定に該当する者とする。ただし、本課程の在籍者で第 2 学年に在籍する者についても当該資格を有することとする。

## 第 9 章 学費等

(入学金及び授業料等)

第 60 条 入学金及び授業料等の額は、別表第 5 に定めるとおりとする。

(その他諸納金)

第 61 条 実験、実習、演習及び見学等に必要な費用は別にこれを徴収する。

(学費等の納付及び諸取扱い)

第 62 条 入学金を除く前各条に定める学費等の納期、納付方法並びに休退学等の場合の取扱いについては、別に定める「学費等納付規則」による。

(既納学費等の取扱い)

第 63 条 既納の入学検定料及び入学金は、原則としてこれを返還しない。

2 その他既納の学費等については、4 月 1 日以降は原則としてこれを返還しない。

## 第 10 章 教職員の組織

(教職員組織)

第 64 条 本課程に教授、准教授、講師並びに助教、及び助手、添削指導員、事務職員その他必要な職員を置く。

## 第 11 章 教授会

(教授会)

第 65 条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 66 条 教授会は学長及び教授を持って組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、准教授、講師、助教、その他の職員を出席させることができる。

(その他)

第 67 条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 賞罰

(表彰)

第 68 条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て学長はこれを表彰する。

(懲戒)

第 69 条 本学の学則又は諸規則に反し、次の各号の一に該当する行為を行った者は教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

- (1) 本学の秩序を乱した者
- (2) 本学の名誉を毀損した者
- (3) 学生の本分に反する行為をした者

**(懲戒の種類)**

第 70 条 学生の懲戒は退学、停学、訓告とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

**第 13 章 改定**

**(改定)**

第 71 条 本規程は、改定することができる。

- 2 本規程を改定するときは、予め教授会の議を経て、理事会の可決を得なければならない。
- 3 規程の改定内容は、本学のホームページに掲載する方法により周知する。
- 4 規程の改定は、改定前に入学した学生においても適用されるものとする。

**附 則**

- 1 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。本規程第 16 条に関しては令和 2 年度入学生より適用する。現に在学する学生に関しては、第 16 条はなお従前の規定によるものとする。
- 7 本規程は、令和 2 年 6 月 1 日から改定施行する。
- 8 本規程は、令和 2 年 10 月 1 日から改定施行する。
- 9 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 10 本規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 11 本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から改定施行する。